

令和6年9月市議会定例会議

経済民生常任委員会資料

議案第131号	福島市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	2	頁
議案第112号	令和6年度福島市一般会計補正予算（第4号）	・・・	4	頁
第1表 歳入歳出予算補正				
・ 国民健康保険事業費特別会計繰出金				
・ 後期高齢者医療事業費特別会計繰出金				
・ 埋蔵文化財保護事業費				
・ 施設整備事業費				
第3表 債務負担行為補正				
・ ふくしまシティハーフマラソン事業費				
議案第114号	令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）	・・・	12	頁
議案第117号	令和6年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号）	・・・	15	頁
議案第132号	福島県後期高齢者医療広域連合規約変更の件	・・・	16	頁
報告第22号	市が資本金を出資している法人の事業計画等提出の件	・・・	18	頁
・ 公益財団法人 福島市スポーツ振興公社				

議案第131号

福島市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書P51～P52)

福島市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)要旨

1 改正する項目

罰則規定の改正(第7条第1項)

2 条例改正の背景及び内容

(1) 条例改正の背景

令和5年6月9日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により国民健康保険法(以下、「法」という。)の一部が改正された。

法第127条に規定する滞納者の被保険者証返還に係る罰則規定が改正されることから、当条例においても罰則規定の改正を行う必要が生じたものである。

(2) 条例改正の内容

今回の法改正では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化(マイナ保険証)によるオンライン資格確認を基本とすることにされ、現行の被保険者証の新規発行は、令和6年12月2日以降は行わないこととされた。これに伴い、保険税の収納対策として行われてきた「短期被保険者証」は廃止され、「被保険者資格証明書」については、「特別療養費適用通知」による取り扱いに変更されることとなった。

これまで「短期被保険者証」または「被保険者資格証明書」へ切り替えが必要な場合、現行の被保険者証を確実に返還させるため罰則規定が設けられていたが、現行の被保険者証が廃止されることから罰則規定を改正するものである。

【改正内容】

罰則の対象から「被保険者証の返還に応じない者」を削除

※罰則とは…「短期被保険者証」または「被保険者資格証明書」への切り替えが必要な者が被保険者証の返還に応じない場合に過料を科すもの

3 条例施行予定日

令和6年12月2日から施行

※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布について（通知）（令和5年12月27日付けデ社第517号、総行マ第150号、保発1227第4号）」により法の施行期日は令和6年12月2日と定められたため、同日を条例施行予定日とする。

4 新旧対照表

改正後	改正前
（罰則） 第7条 世帯主が、法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2・3 （略）	（罰則） 第7条 世帯主が、法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2・3 （略）

※（ ）が改正部分

議案第112号 令和6年度福島市一般会計補正予算（第4号）【国保年金課】

<歳 出> 補正予算説明書 P15 ～ P16

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
3民生費 1社会福祉費 1社会福祉 総務費	1,896,744	700	1,897,444	-	-	-	700	◇特別会計繰出金 700千円 ○国民健康保険事業費特別会計繰出金 700千円
※補正前の額及び計には財務部納税課分を含む								
6後期高齢者 医療費	3,832,242	700	3,832,942	-	-	-	700	◇特別会計繰出金 700千円 ○後期高齢者医療事業費特別会計繰出金 700千円 【補正の内容等】 令和6年10月1日より予定されている郵便料金の値上げに伴い、不足する事業費分を補正する。

議案 第112号 令和6年度 福島市一般会計補正予算（第4号） （文化振興課）

<歳 出> 補正予算説明書 P19 (単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支 出 金	地方債	その他		
10 教育費 6 社会教育費 4 文化振興費	310,678	61,000	371,678	0	0	0	61,000	◇文化財費 61,000 ○埋蔵文化財保護事業費 61,000

(1)補正概要

旧東湯野小学校校舎棟について、文化財調査室を移転するため改修工事を実施する。
文化財調査室の調査機能の整備及び常設展示や体験学習が可能となる整備を実施する。

(2)校舎棟整備の主な仕様

場 所 福島市飯坂町東湯野字尻明地内
施 設 1階 事務室・常設展示室・企画展示室・体験学習室・倉庫等
2階 土器洗浄乾燥室・整理作業室・写真撮影室
3階 図面書庫・写真書庫・重要文化財保管室

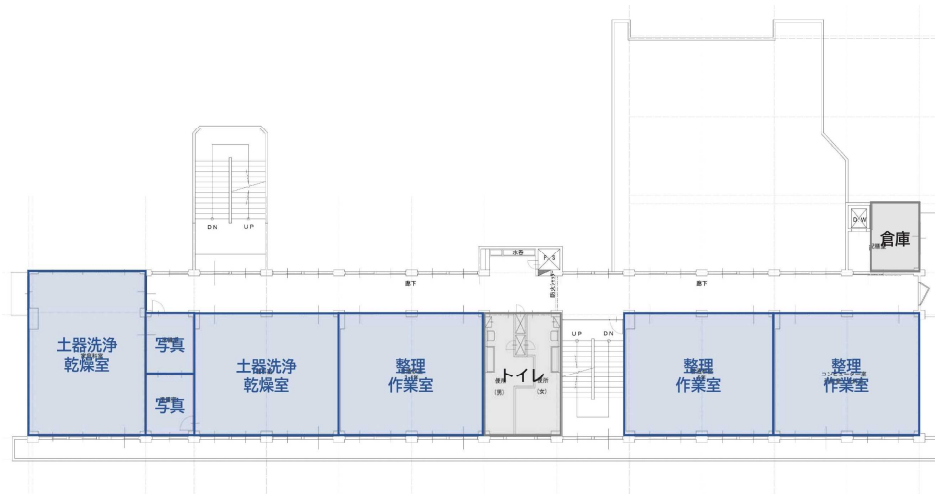
(3)スケジュール 令和6年10月 入札依頼
11月 契約 工事
令和7年 3月 完了

【配置図】

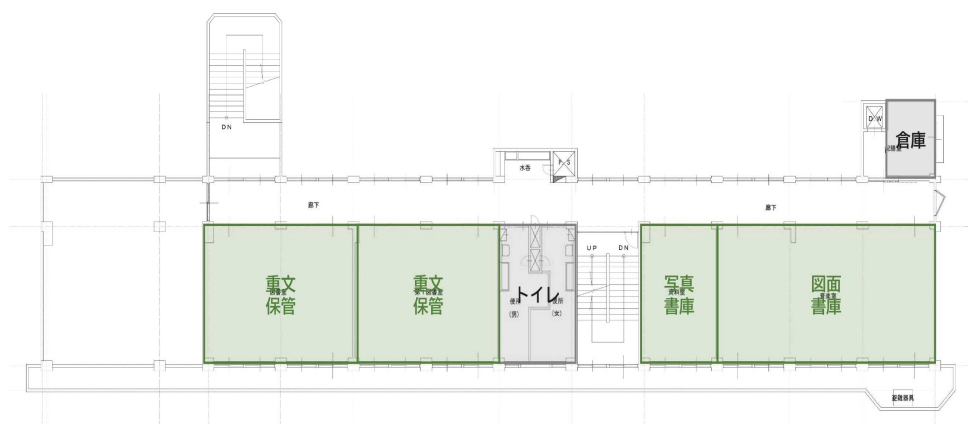
1階



2階



3階



議案 第112号 令和6年度 福島市一般会計補正予算（第4号） （スポーツ振興課）

<歳 出> 補正予算説明書 P19

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国県 支出金	地方債	その他		
10 教育費 7 保健体育費 3 体育施設費	708,300	32,800	741,100	0	0	スポーツ振興基金 32,800	0	◇体育施設費 32,800 ○施設整備事業費 32,800

(1)補正概要

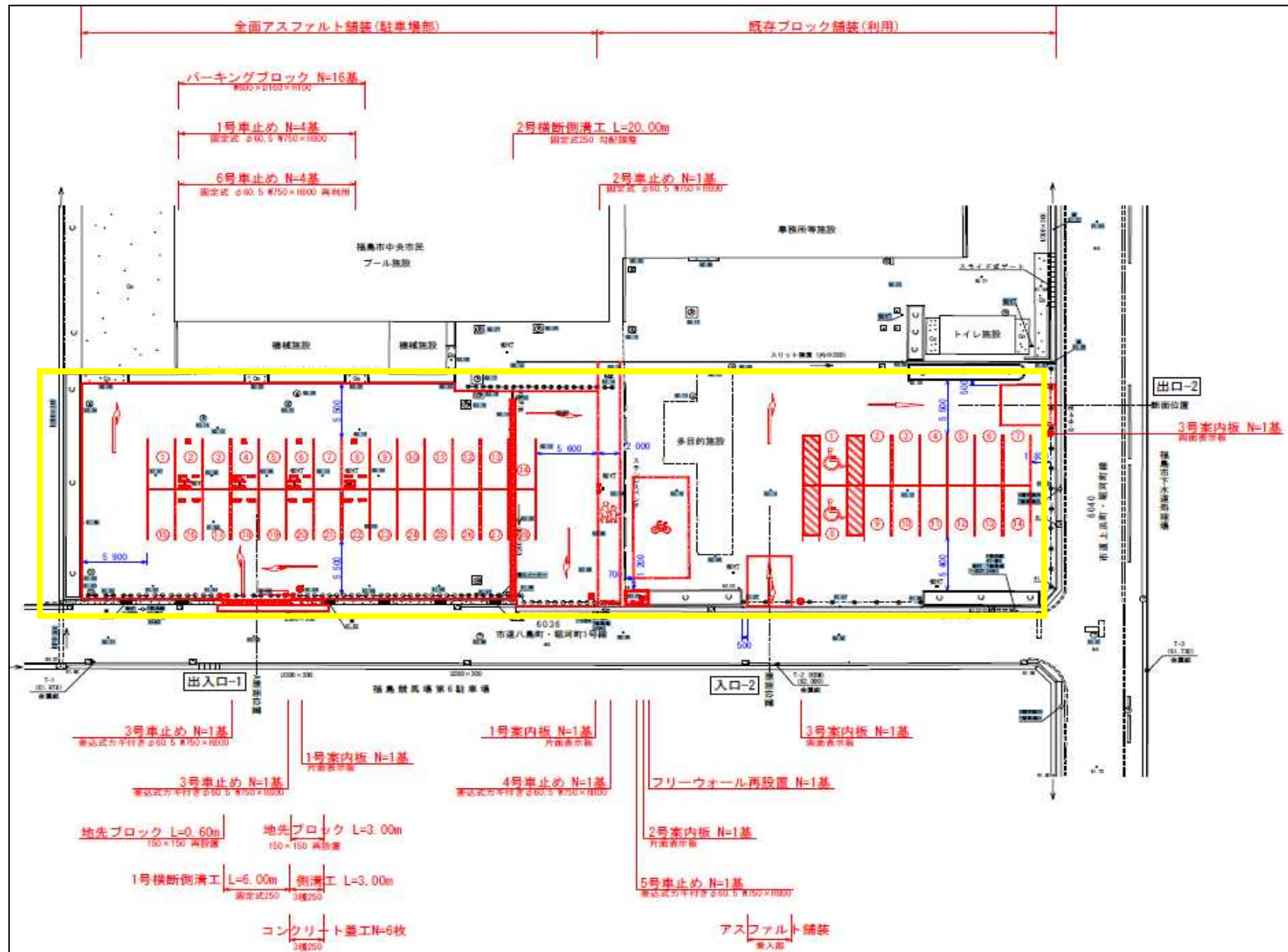
中央市民プールの敷地内正面スペースを駐車場に整備する。
現在は、中央市民プール南側の福島競馬場第6駐車場を借用し臨時駐車場として開放していたが、当該駐車場敷地に福島競馬場施設が新設されることになり、駐車場として利用できなくなるため、中央市民プールの専用駐車場を整備するもの。

(2)駐車場整備の主な仕様

場 所 福島市堀河町2-50 正面入口前広場
 駐車台数 42台(うち障がい者枠2台)
 レイアウト 8ページ設計図参照
 スケジュール 令和6年10月 入札依頼
 11月 契約 工事
 令和7年 3月 完了



【設計図】



議案 第112号 令和6年度 福島市一般会計補正予算（第4号）【スポーツ振興課】

<歳 出> 議案書 P16(債務負担行為補正)追加

(1)事業の目的

- ・「ふくしまシティハーフマラソン」は、福島市の魅力を全国に発信することで、スポーツ文化の醸成をはじめ地域経済の活性化や交流人口の拡大を図るとともに、パラスポーツの推進による共生社会の実現に寄与することを目的に開催する。
- ・2025大会は令和7年5月18日に開催予定であり、本年度中に大会に向けての準備及び参加者募集を円滑に進める必要があるため、債務負担追加する。

(2)事業概要

①事業名：ふくしまシティハーフマラソン事業費

○債務負担行為(追加) 55,000千円

②事業内容

●ふくしまシティハーフマラソン2025 開催概要（予定）

日程：令和7年5月18日（日）午前8時～

競技種目：ハーフマラソン（21.0975km）、10km、2kmペア、1kmチャレンジ車いす

参加定員：5,000人程度（全競技種目の合計）

参加料金：ハーフマラソン 7,000円、10km（一般）5,000円、10km（高校生）3,000円、2kmペア 3,000円/1組、車いす（一般）2,000円、
車いす（高校生）1,500円、車いす（小・中学生）1,000円

駐車場：環境整備協力金 500円/1台

主催：ふくしまシティハーフマラソン実行委員会

参考 <ふくしまシティハーフマラソン2024開催結果>

競技種目	定員	申込数	申込率	出走数	出走率	完走数	完走率
ハーフ	4,000	3,529	88.2%	3,131	88.7%	2,931	93.6%
10km	800	850	106.3%	734	86.4%	719	98.0%
ペア	250組	269組	107.6%	242組	90.0%	240組	99.2%
車いす	25	6	24.0%	5	83.3%	5	100.0%

○債務負担行為(追加)

[単位:千円]

事 項	期 間	限 度 額
ふくしまシティ ハーフマラソン事業費	令和6年度から 令和7年度まで	令和6年度から2カ年間の事業費 55,000

・ふくしまシティハーフマラソン実行委員会の会計年度：10月～翌年9月

事業内容

- (1)詳細運営計画及び諸運営マニュアルの策定などの大会運営業務委託
- (2)詳細な警備計画書の策定及び大会当日の警備業務委託 ※誘導看板調整含む
- (3)スタート・ゴール会場やコース上の設営業務委託
- (4)開会式及び表彰式の会場運営業務委託
- (5)大会参加者輸送バスの配置計画及び運行業務委託
- (6)その他大会関係に要する業務委託

■ふくしまシティハーフマラソン実行委員会 収支概算【令和6年10月1日～令和7年9月30日】

○収入

(単位:円)

項 目		内 容			R5.10月～R6.9月 予算額2024		R6.10月～R7.9月 予算額(B)2025		B - A
1	補助金	福島市シティハーフマラソン事業費補助金			52,000,000		55,000,000		3,000,000
2		福島市スポーツ振興公社補助金			1,000,000		1,000,000		0
3	参加料	種目	参加定員	参加料	32,745,000		28,532,000		△ 4,213,000
		ハーフ	4,000	7,000	4,000人	28,000,000	3,400人	23,800,000	△ 4,200,000
		10km	一般 高校生 800	5,000 3,000	780人 20人	3,900,000 60,000	780人 20人	3,900,000 60,000	0 0
		2kmペア	250組	3,000	250組	750,000	250組	750,000	0
		1km車いす	一般 高校生 25 小・中	2,000 1,500 1,000	35,000		10人 - -	20,000 - -	△ 15,000 0 0
		当日ビブス再発行			0		2,000		2,000
4	環境整備協力金	環境整備協力金			1,000,000		750,000		△ 250,000
5	協賛	協賛金			16,650,000		18,350,000		1,700,000
6	雑収入	預金利息			84		10		△ 74
7	繰越金	前年度からの繰越			1,403,916		0		△ 1,403,916
合計					104,799,000		103,632,010		△ 1,166,990

○支出

項 目		内 容	R5.10月～R6.9月 予算額2024	R6.10月～R7.9月 予算額(B)2025	B - A
1	報償費		9,968,320	10,761,800	793,480
	報償金	ゲストランナー謝金等	2,813,200	3,121,000	307,800
	報償品	参加賞・完走賞等	7,155,120	7,640,800	485,680
2	支出負担金	出向担当者の給与一部負担金	3,500,000	0	△ 3,500,000
3	旅費	大会広報活動等旅費	155,000	178,000	23,000
4	広告宣伝費	広告料等	3,739,000	4,038,000	299,000
5	需用費		6,537,600	8,187,400	1,649,800
	消耗品費	事務用品代等	951,000	1,766,000	815,000
	食糧費	給水用飲料水、スタッフ用弁当代等	1,191,600	990,000	△ 201,600
	印刷製本費	ポスター、リーフレット、プログラム作成印刷等	4,395,000	5,431,400	1,036,400
6	役務費	郵送料、振込手数料等	1,316,000	1,867,110	551,110
7	委託料	記録計測、大会HP、エントリー業務、輸送バス・収容バス運行業務、警備、交通規制看板等安全対策関係業務等	77,187,000	77,275,000	88,000
8	賃借料	事務局パソコン、コピー機、臨時駐車場賃借等	1,219,000	1,097,000	△ 122,000
9	租税公課	印紙代	87,000	80,000	△ 7,000
10	公認関係費	コース公認申請料等	306,000	0	△ 306,000
11	予備費		784,080	147,700	△ 636,380
合計			104,799,000	103,632,010	△ 1,166,990

議案第114号 令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）【国保年金課】

補正予算説明書 P24 ~ P28

【歳入】

(単位:千円)

科目 \ 項目	補正前の額	補正額	計
01 国民健康保険税	4,119,604	-	4,119,604
現年課税分	3,926,974	-	3,926,974
滞納繰越分	192,630	-	192,630
02 使用料及び手数料	2	-	2
03 国庫支出金	42,042	-	42,042
04 県支出金	15,452,362	-	15,452,362
05 財産収入	201	-	201
06 繰入金	1,971,744	700	1,972,444
07 繰越金	337,278	1,600	338,878
08 諸収入	51,061	-	51,061
歳入合計	21,974,294	2,300	21,976,594

【歳出】

(単位:千円)

科目 \ 項目	補正前の額	補正額	計
01 総務費	480,615	2,300	482,915
02 保険給付費	15,308,546	-	15,308,546
03 国民健康保険事業費納付金	5,848,824	-	5,848,824
04 保健事業費	252,056	-	252,056
05 基金積立金	201	-	201
06 公債費	1	-	1
07 諸支出金	34,051	-	34,051
08 予備費	50,000	-	50,000
歳出合計	21,974,294	2,300	21,976,594

議案第114号 令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P27

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	説 明																																																
6繰入金 1一般会計繰入金 1一般会計繰入金	1,971,744	700	1,972,444	・国民健康保険事業費特別会計繰出金（一般会計）の追加に伴う追加 <table><thead><tr><th>区分</th><th>補正前の額</th><th>補正額</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)</td><td>709,835</td><td>-</td><td>709,835</td></tr><tr><td>2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)</td><td>399,151</td><td>-</td><td>399,151</td></tr><tr><td>3未就学児均等割保険税繰入金</td><td>8,201</td><td>-</td><td>8,201</td></tr><tr><td>4職員給与費等繰入金</td><td>386,546</td><td>700</td><td>387,246</td></tr><tr><td>5産前産後保険税繰入金</td><td>2,818</td><td>-</td><td>2,818</td></tr><tr><td>6出産育児一時金繰入金</td><td>35,000</td><td>-</td><td>35,000</td></tr><tr><td>7財政安定化支援事業繰入金</td><td>191,536</td><td>-</td><td>191,536</td></tr><tr><td>8その他一般会計繰入金</td><td>238,657</td><td>-</td><td>238,657</td></tr><tr><td>・子ども医療費等繰入金</td><td>75,000</td><td>-</td><td>75,000</td></tr><tr><td>・国庫支出金等影響額補填繰入金</td><td>163,657</td><td>-</td><td>163,657</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,971,744</td><td>700</td><td>1,972,444</td></tr></tbody></table>	区分	補正前の額	補正額	計	1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	709,835	-	709,835	2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	399,151	-	399,151	3未就学児均等割保険税繰入金	8,201	-	8,201	4職員給与費等繰入金	386,546	700	387,246	5産前産後保険税繰入金	2,818	-	2,818	6出産育児一時金繰入金	35,000	-	35,000	7財政安定化支援事業繰入金	191,536	-	191,536	8その他一般会計繰入金	238,657	-	238,657	・子ども医療費等繰入金	75,000	-	75,000	・国庫支出金等影響額補填繰入金	163,657	-	163,657	合計	1,971,744	700	1,972,444
区分	補正前の額	補正額	計																																																	
1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	709,835	-	709,835																																																	
2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	399,151	-	399,151																																																	
3未就学児均等割保険税繰入金	8,201	-	8,201																																																	
4職員給与費等繰入金	386,546	700	387,246																																																	
5産前産後保険税繰入金	2,818	-	2,818																																																	
6出産育児一時金繰入金	35,000	-	35,000																																																	
7財政安定化支援事業繰入金	191,536	-	191,536																																																	
8その他一般会計繰入金	238,657	-	238,657																																																	
・子ども医療費等繰入金	75,000	-	75,000																																																	
・国庫支出金等影響額補填繰入金	163,657	-	163,657																																																	
合計	1,971,744	700	1,972,444																																																	
※補正前の額及び計には財務部納税課分を含む																																																				
7繰越金 1繰越金 1繰越金	337,278	1,600	338,878	◇前年度繰越金 1,600千円 財源に不足が生じるため、前年度繰越金を追加するもの。																																																

議案第114号 令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）【国保年金課】

<歳 出> 補正予算説明書 P28

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国 支 出 金	地方債	その他		
1総務費								
1総務管理費								
1一般管理費	131,439	200	131,639	-	-	-	200	◇一般管理費 ○事務費 200千円
2徴税費								
2賦課徴収費	172,393	500	172,893	-	-	-	500	◇賦課徴収費 ○収納管理費 500千円
5医療費適正化 特別対策事業費								
1医療費適正化 特別対策事業費	15,447	1,600	17,047	-	-	-	1,600	◇医療費適正化特別対策事業費 ○医療費通知事業費 1,600千円 【補正の内容等】 令和6年10月1日より予定されている郵便料金の値上げに伴い、不足する事業費分を補正する。

議案 117号 令和6年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号） 【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P42

款 項 目	補正前の額	補正額	計	説 明
3繰入金 1一般会計 繰入金 1一般会計 繰入金	890,587	700	891,287	◇職員給与費等繰入金 ○職員給与費等繰入金 700千円 ・後期高齢者医療事業費特別会計繰出金（一般会計）の追加に伴う追加

<歳出> 補正予算説明書 P43

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
1総務費 1総務管理費 1一般管理費	94, 075	300	94, 375	-	-	-	300	◇一般管理費 ○事務費 300千円
2徴収費 1徴収費	11, 587	400	11, 987	-	-	-	400	◇徴収費 ○事務費 400千円
【補正の内容等】 令和6年10月1日より予定されている郵便料金の値上げに伴い、不足する事業費分を補正する。								

議案第132号

福島県後期高齢者医療広域連合規約変更の件

(議案書P53)

福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約(案)要旨

1 変更する項目

福島県後期高齢者医療広域連合規約に定める構成市町村において行う事務の文言の変更(別表2(第4条関係))

2 規約変更の概要

(1) 福島県後期高齢者医療広域連合について

後期高齢者医療制度の福島県における運営主体。(根拠法: 地方自治法284条)

財政運営全般をはじめ、資格管理や医療の給付、保険料の賦課、保険事業に関する事務を行っている。

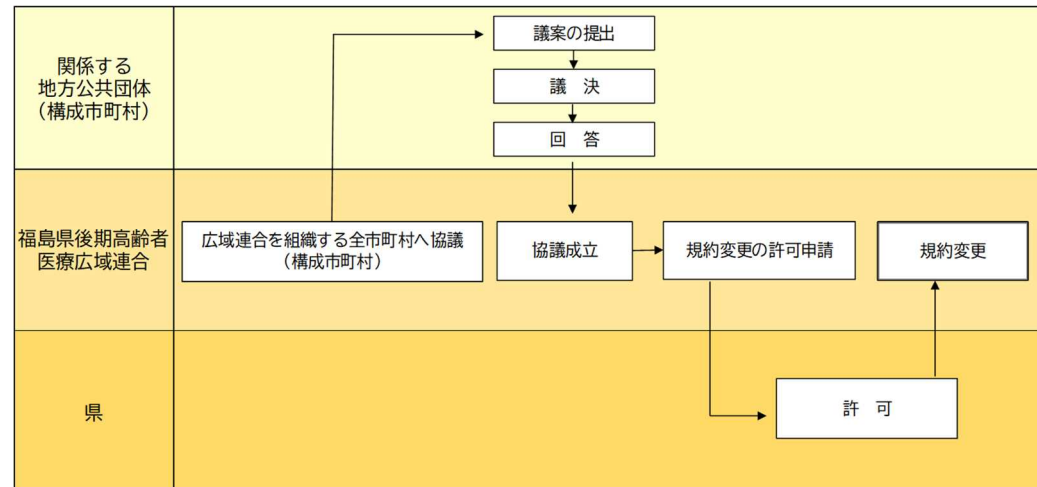
(2) 変更内容

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなることから、構成市町村が行う事務のうち「被保険者証及び資格証明書の引渡し、返還の受付」を、「資格確認書等の引渡し、返還の受付」に変更。

【議決を要する根拠】

地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、広域連合の規約変更については、関係する地方公共団体(構成市町村)の議会の議決を経ることとなっているため。

規約変更の事務の流れ イメージ図



3 施行日

福島県知事からの規約変更の許可後、令和6年12月2日から施行

4 参考（福島県広域連合規約抜粋）

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち、別表第2に定める事務については構成市町村において行う。

- （1）被保険者の資格の管理に関する事務
- （2）医療給付に関する事務
- （3）保険料の賦課に関する事務
- （4）保健事業に関する事務
- （5）その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

福島県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表	
新	旧
別表第2（第4条関係） （1）被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 （2）<u>資格確認書等</u>の引渡し （3）<u>資格確認書等</u>の返還の受付 （4）医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し （5）保険料に関する申請の受付 （6）前各号の事務に付随する事務 <u>附 則</u> <u>この規約は、令和6年12月2日から施行する。</u>	別表第2（第4条関係） （1）被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 （2）<u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し （3）<u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付 （4）医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し （5）保険料に関する申請の受付 （6）前各号の事務に付随する事務 _____ _____

1. 収入の部		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
科 目		国体記念体育館	相撲場	信夫ヶ丘競技場	信夫ヶ丘球場	湯野地区運動場	南体育館	東部体育館	西部体育館	中央市民フール	森合市民フール	庭球場	弓道場	森合多目的広場	飯坂武道場	飯坂野球場	十六沼公園
施設使用料 (a)		35, 821, 955	108, 000	2, 567, 420	1, 184, 480	0	1, 903, 600	1, 386, 800	1, 909, 600	4, 995, 510	1, 155, 200	11, 417, 920	203, 100	0	119, 100	204, 600	5, 255, 910
内 訳	有料で収入した使用料	22, 031, 525		1, 590, 700	453, 430		1, 690, 510	1, 251, 750	1, 697, 470	3, 858, 500	1, 145, 280	8, 801, 290	203, 100		47, 500	185, 600	3, 745, 920
	減免した使用料	12, 706, 130	108, 000	851, 120	668, 050		149, 940	91, 950	186, 730	1, 114, 230		2, 614, 230			71, 600	19, 000	1, 456, 590
	障がい者の利用料免除分	1, 084, 300		125, 600	63, 000		63, 150	43, 100	25, 400	22, 780	9, 920	2, 400					53, 400
	オンライン決済に係る手数料																
その他収受させる収入 (b)		558, 453	0	382, 292	1, 077, 520	0	77, 431	127, 577	79, 121	245, 405	1, 754, 800	1, 950, 080	0	0	0	0	588, 574
内 訳	負担金収入 (ワラン及びキャッパ利用料)	39, 600		39, 600	199, 285		39, 600	39, 600	39, 600			39, 600					39, 600
	減収補填				878, 235						1, 662, 407	1, 630, 976					
	電気・水道利用料収入	406, 028		228, 017			36, 861	52, 025	38, 388	28, 960	66, 902	259, 786					271, 923
	雑収入	75, 260		2, 000			970		780			19, 490					5, 010
	収益事業	37, 565		112, 675				35, 952	353	216, 445	25, 491	228					272, 041
施設使用料 (a) ＋ その他 (b)		36, 380, 408	108, 000	2, 949, 712	2, 262, 000	0	1, 981, 031	1, 514, 377	1, 988, 721	5, 240, 915	2, 910, 000	13, 368, 000	203, 100	0	119, 100	204, 600	5, 844, 484
指定管理料		75, 078, 067	415, 886	24, 279, 165	3, 873, 812	382, 154	17, 519, 581	8, 804, 995	11, 663, 066	40, 188, 605	17, 431, 749	10, 630, 422	△ 285, 000	69, 000	528, 930	1, 418, 920	45, 015, 795
合 計 (A)		111, 458, 475	523, 886	27, 228, 877	6, 135, 812	382, 154	19, 500, 612	10, 319, 372	13, 651, 787	45, 429, 520	20, 341, 749	23, 998, 422	△ 81, 900	69, 000	648, 030	1, 623, 520	50, 860, 279

2. 支出の部		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
科 目		国体記念体育館	相撲場	信夫ヶ丘競技場	信夫ヶ丘球場	湯野地区運動場	南体育館	東部体育館	西部体育館	中央市民フール	森合市民フール	庭球場	弓道場	森合多目的広場	飯坂武道場	飯坂野球場	十六沼公園
人 件 費	給料	27, 631, 957		6, 635, 682			5, 795, 463			7, 964, 306	7, 300, 817	6, 150, 905					14, 524, 982
	賃金 (嘱託職員分)	9, 008, 821		3, 369, 437			2, 894, 058			3, 274, 148	2, 733, 999						3, 175, 464
	賃金 (臨時職員分)	3, 910, 216		4, 604, 135	2, 640, 183		2, 283, 268	5, 735, 519	5, 823, 783	6, 661, 461	5, 655, 830	4, 505, 703					8, 803, 931
	人 件 費 小 計	40, 550, 994	0	14, 609, 254	2, 640, 183	0	10, 972, 789	5, 735, 519	5, 823, 783	17, 899, 915	15, 690, 646	10, 656, 608	0	0	0	0	26, 504, 377
施 設 管 理 費	清掃人夫賃	2, 454, 800		197, 200		13, 600										224, 400	1, 319, 200
	共済費 (人夫賃)	7, 934		446		19										672	4, 383
	報償費									4, 272			48, 000				
	需用費	41, 511, 907	176, 076	5, 799, 753	1, 941, 424	137, 833	3, 458, 515	3, 340, 019	5, 307, 302	15, 844, 571	2, 433, 865	11, 117, 764	16, 424	0	269, 768	404, 901	17, 729, 991
	役務費	1, 920, 720	27, 045	559, 960	37, 450	19, 130	143, 650	80, 290	79, 840	665, 020	260, 605	180, 910	210	200	10, 070	12, 730	354, 530
	委託料	15, 770, 470	336, 600	3, 073, 830	848, 300	120, 000	1, 343, 250	816, 420	2, 199, 250	808, 760	531, 520	678, 240			383, 680	449, 347	3, 483, 990
	使用料及び賃借料	7, 657, 755		24, 567			512, 552	149, 160	114, 048	3, 825	74, 313	104, 976					141, 453
	原材料費			359, 238	541, 255	89, 072						379, 224		48, 400		160, 380	1, 324, 229
	負担金補助及び交付金	89, 800					3, 500, 000										
	公課費	3, 673, 300	0	1, 526, 900	127, 200	2, 500	922, 400	559, 600	514, 100	2, 488, 300	1, 350, 800	880, 700	0	1, 700	0	57, 200	2, 460, 100
施設管理費 小計		73, 086, 686	539, 721	11, 541, 894	3, 495, 629	382, 154	9, 880, 367	4, 945, 489	8, 214, 540	19, 814, 748	4, 651, 103	13, 341, 814	64, 634	50, 300	663, 518	1, 309, 630	26, 817, 876
事 務 費 等	旅費	76, 890															
	需用費	157, 278	0	32, 010	0	0	8, 599	13, 993	1, 799	9, 507	0	0	0	0	0	0	20, 795
	役務費	498, 577	0	122, 669	0	0	59, 676	43, 694	60, 541	34, 567	0	0	0	0	0	0	94, 461
	事務費等 小計	732, 745	0	154, 679	0	0	68, 275	57, 687	62, 340	44, 074	0	0	0	0	0	0	115, 256
合 計 (B)		114, 370, 425	539, 721	26, 305, 827	6, 135, 812	382, 154	20, 921, 431	10, 738, 695	14, 100, 663	37, 758, 737	20, 341, 749	23, 998, 422	64, 634	50, 300	663, 518	1, 309, 630	53, 437, 509
収支差引 (A) － (B)		△ 2, 911, 950	△ 15, 835	923, 050	0	0	△ 1, 420, 819	△ 419, 323	△ 448, 876	7, 670, 783	0	0	△ 146, 534	18, 700	△ 15, 488	313, 890	△ 2, 577, 230

1. 収入の部		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
科 目		長老橋運動公園	荒川運動公園	須川運動公園	松川運動公園	信夫ヶ丘緑地公園	十六沼公園サッカー場	十六沼公園ｽﾎｰﾙﾄﾞﾊﾞｰﾂ	福島市体育館・武道場	清沢地区体育館	松川地区体育館	飯野地区体育館	飯野野球場	十六沼公園屋根付運動場	蓬萊中央公園	ﾊﾞｰｺﾞﾙﾌ場	合計
施設使用料 (a)		0	0	0	0	0	6,729,600	205,600	11,365,825	0	0	0	145,600	2,123,250	0	12,307,400	101,110,470
内 訳	有料で収入した使用料						5,922,510	205,600	4,955,285				140,400	1,605,500		11,483,900	71,015,770
	減免した使用料						727,590		6,021,240				5,200	479,250		458,500	27,729,350
	障がい者の利用料免除分						79,500		389,300					38,500		365,000	2,365,350
	オンライン決済に係る手数料																0
その他収受させる収入 (b)		0	0	0	0	0	190,931	525,800	177,430	0	0	20,353	0	0	0	53,551	7,809,318
内 訳	負担金収入 (ﾓﾄﾗｲﾝ及ﾋﾞｼﾞﾅｰｼﾞﾙｽ利用料)								39,600								516,085
	減収補填																4,171,618
	電気・水道利用料収入						55,390	174,204	129,717			20,353				23,903	1,792,457
	雑収入								2,570							14,710	120,790
	収益事業						135,541	351,596	5,543							14,938	1,208,368
施設使用料 (a) + その他 (b)		0	0	0	0	0	6,920,531	731,400	11,543,255	0	0	20,353	145,600	2,123,250	0	12,360,951	108,919,788
指定管理料			627,000	168,600	439,000	50,000	3,331,600	1,553,940	35,417,992	3,737,100	1,704,970	1,760,072	1,367,412	5,797,300	1,018,000	8,078,994	322,067,127
合 計 (A)		0	627,000	168,600	439,000	50,000	10,252,131	2,285,340	46,961,247	3,737,100	1,704,970	1,780,425	1,513,012	7,920,550	1,018,000	20,439,945	430,986,915

2. 支出の部		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
科 目		長老橋運動公園	荒川運動公園	須川運動公園	松川運動公園	信夫ヶ丘緑地公園	十六沼公園サッカー場	十六沼公園ｽﾎｰﾙﾄﾞﾊﾞｰﾂ	福島市体育館・武道場	清沢地区体育館	松川地区体育館	飯野地区体育館	飯野野球場	十六沼公園屋根付運動場	蓬萊中央公園	ﾊﾞｰｺﾞﾙﾌ場	合計
人件費	給料								5,273,048							6,402,482	87,679,642
	賃金（嘱託職員分）						3,133,677		5,559,903							2,951,004	36,100,511
	賃金（臨時職員分）							1,675,991	6,872,066	2,269,164				4,703,106		6,315,479	72,459,835
	人件費 小 計	0	0	0	0	0	3,133,677	1,675,991	17,705,017	2,269,164	0	0	0	4,703,106	0	15,668,965	196,239,988
施設管理費	清掃人夫賃		20,400				312,800				74,800				136,000		4,753,200
	共済費（人夫賃）		61				1,049				246				407		15,217
	報償費																52,272
	需用費	0	15,790	39,600	0	10,890	4,601,043	144,422	14,351,112	105,528	432,937	993,617	627,822	815,275	125,585	3,233,397	134,987,131
	役務費	0	14,923	380	1,290	150	48,550	6,090	198,520	38,615	26,145	87,510	13,585	77,710	2,990	313,815	5,182,633
	委託料		99,825						7,362,960	638,400	444,300	362,680	370,800	447,260	360,000	449,540	41,379,422
	使用料及び賃借料								1,214,620	45,144	120,560	73,832		160,996		427,350	10,825,151
	原材料費					24,200	1,140,512						160,341		160,765	649,880	5,037,496
	負担金補助及び交付金																3,589,800
	公課費	0	44,800	11,500	39,400	1,200	324,000	157,500	2,073,100	260,000	61,500	24,700	31,600	567,400	36,500	1,364,500	19,562,500
	施設管理費 小計	0	195,799	51,480	40,690	36,440	6,427,954	308,012	25,200,312	1,087,687	1,160,488	1,542,339	1,204,148	2,068,641	822,247	6,438,482	225,384,822
事務費等	旅費																76,890
	需用費	0	0	0	0	0	0	0	114,380	0	0	0	0	0	0	14,184	372,545
	役務費	0	0	0	0	0	0	0	185,621	0	0	0	0	10,470	0	0	1,110,276
	事務費等 小計	0	0	0	0	0	0	0	300,001	0	0	0	0	10,470	0	14,184	1,559,711
合 計（Ｂ）		0	195,799	51,480	40,690	36,440	9,561,631	1,984,003	43,205,330	3,356,851	1,160,488	1,542,339	1,204,148	6,782,217	822,247	22,121,631	423,184,521
収支差引（Ａ）－（Ｂ）		0	431,201	117,120	398,310	13,560	690,500	301,337	3,755,917	380,249	544,482	238,086	308,864	1,138,333	195,753	△ 1,681,686	7,802,394